

第14回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

個 別 注 記 表

連 結 注 記 表

(平成26年 4 月 1 日から)
(平成27年 3 月31日まで)

株式会社セブン銀行

「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sevenbank.co.jp/ir/stock/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～18年

A T M 5年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から損益処理

なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

〔退職給付に関する会計基準〕等の適用)

〔退職給付に関する会計基準〕（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更しております。

これに伴う当事業年度の期首の利益剰余金、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 12,148百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は34百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券67,510百万円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金811百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,024百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが5,024百万円あります。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 35,935百万円

9. 関係会社に対する金銭債権総額 81百万円

10. 関係会社に対する金銭債務総額 25,926百万円

11. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上額はありません。

（損益計算書関係）

関係会社との取引による収益

役務取引等に係る収益総額 836百万円

その他の取引に係る収益総額 37百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 7百万円

役務取引等に係る費用総額 11,114百万円

その他の取引に係る費用総額 525百万円

(株主資本等変動計算書関係)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘要
自己株式					
普通株式	0	—	—	0	
合 計	0	—	—	0	

(有価証券関係)
1. 売買目的有価証券（平成27年3月31日現在）
該当ありません。

2. 満期保有目的の債券（平成27年3月31日現在）
該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成27年3月31日現在）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	12,148
合 計	12,148

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成27年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	720	338	382
	債券	59,010	59,000	10
	国債	30,508	30,500	7
	社債	28,502	28,499	2
	小計	59,731	59,338	393
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	10,998	11,000	△ 2
	社債	10,998	11,000	△ 2
	小計	10,998	11,000	△ 2
合 計		70,730	70,339	391

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	144
組合出資金	979
合 計	1,123

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,833	19	—
合 計	1,833	19	—

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券
該当ありません。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	519百万円
減価償却費損金算入限度超過額	168
ストック・オプション費用	146
賞与引当金	122
資産除去債務	112
未払金(旧役員退職慰労引当金)	65
貸倒引当金損金算入限度超過額	15
その他	37
繰延税金資産合計	1,188
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 172
資産除去債務に係る有形固定資産修正額	△ 44
前払年金費用	△ 13
繰延税金負債合計	△ 230
繰延税金資産の純額	958百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。この税率変更により、繰延税金資産は77百万円減少し、その他有価証券評価差額金は17百万円増加し、法人税等調整額は94百万円増加しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	株式会社 セブン・イレブン・ ジャパン	東京都 千代田区	17,200	コンビニエンス ストア事業	被所有 直接 38.08%	A T M設置及び 管理業務に関する契約 資金取引	A T M設置 支払手数料 の支払 (注) 1.	11,114	未払費用 (注) 2.	1,029

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

A T M設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社及び関連会社等

該当ありません。

(3) 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社等	株式会社 セブン&アイ・ フィナンシャル センター	東京都 千代田区	10	金融関連事業	—	資金取引	譲渡性預金の受入 (注) 2.	13,232	譲渡性預金	—
							譲渡性預金利息 (注) 1.	12	未払費用	—

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
譲渡性預金の利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
2. 譲渡性預金の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

(4) 役員及び個人株主等
該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

- (1) 親会社情報
株式会社セブン&アイ・ホールディングス（東京証券取引所に上場）
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報
該当ありません。

- (1 株当たり情報)
- | | |
|-----------------------|---------|
| 1 株当たりの純資産額 | 139円68銭 |
| 1 株当たりの当期純利益金額 | 20円53銭 |
| 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 | 20円49銭 |

- (重要な後発事象)
該当ありません。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

Financial Consulting & Trading International, Inc.

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL

株式会社バンク・ビジネスファクトリー

なお、PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL及び株式会社バンク・ビジネスファクトリーは、設立により当連結会計年度から連結しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末 2社

3月末 1社

- (2) 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

10年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合は、発生時の費用として処理しております。

5. 会計処理基準に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～18年

A T M 5年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき定額法により償却しております。

- ②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査をしております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、当該子会社及び子法人等の決算日等の為替相場により換算しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

(7) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更しております。

これに伴う当連結会計年度の期首の利益剰余金、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

未適用の会計基準等

企業結合に関する会計基準等（平成25年9月13日）

(1) 概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当社は、改正後の当該会計基準等を平成27年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「無形固定資産」の「のれん」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他の無形固定資産」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「のれん」は8,141百万円であります。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「未払法人税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他負債」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「未払法人税等」は8,481百万円であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は34百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券67,510百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金873百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,024百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが5,024百万円あります。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 36,983百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,190,949	52	—	1,191,001	(注)
合 計	1,190,949	52	—	1,191,001	
自己株式					
普通株式	0	—	—	0	
合 計	0	—	—	0	

(注) 普通株式の増加52千株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘 要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当 社	ストック・オプションとしての 新株予約権		—				449	
合 計			—				449	

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成26年5月23日 取締役会	普通株式	4,763百万円	4円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月2日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	4,466百万円	3円75銭	平成26年9月30日	平成26年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成27年5月22日 取締役会	普通株式	5,061百万円	利益剰余金	4円25銭	平成27年3月31日	平成27年6月1日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達・運用の両面において、安定性確保とリスク極小化を基本方針としており、積極的なリスクテイクによる収益追求は行っておりません。

当社の資金調達は、ＡＴＭ装填用現金等の運転資金及びＡＴＭ・システム関連投資等の設備投資資金の調達に大別され、金利動向等を踏まえてベースとなる資金を預金、長期借入や社債発行等により確保した上で、日々の調達額の変動をコール市場からの調達により賄っております。

一方、運用については、個人向けの小口の貸出業務等を行っておりますが、中心は「限定的なエンドユーザー」としての資金証券業務であります。運用先は信用力が強く流動性に富む国債等の有価証券や信用力の高い金融機関に対する預け金、コールローン等に限定しており、リスクの高い金融派生商品等による運用は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主としてＡＴＭ事業を円滑に行うための現金がその大半を占めております。余資をコールローンに放出しており、与信先の信用リスクに晒されております。有価証券は、主に国債等及び株式であり、その他保有目的としております。これらは、それぞれ与信先または発行体の信用リスク及び金利・外国為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。貸出金は、個人向けのローンサービス（極度型カードローン）であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、債権は全額保証を付しているため、リスクは限定的となっております。

また、当社は、銀行業を営んでおり、その金融負債の大半を占める預金及び譲渡性預金は金利の変動リスクに晒されております。必要に応じてコールマネーにて短期的な調達をしておりますが、必要な資金を調達できない流動性リスクに晒されております。借入金や社債は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「信用リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。信用リスクは現状、ＡＴＭに関する決済業務及びＡＬＭ操作に関わる優良な金融機関等に対する預け金、資金放出、仮払金等に限定し、信用リスクを抑制した運営としております。また、自己査定基準、償却・引当基準、自己査定・償却引当規程に従い、適正な自己査定、償却引当を実施しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

市場リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「市場リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「市場リスク管理規程」にて、リスク限度額、ポジション限度、損失許容限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。なお、月１回開催するＡＬＭ委員会にて、リスクの状況、金利動向の見通し等が報告され、運営方針を決定する体制としております。

市場リスクに係る定量的情報

当社の市場リスクについては、金利リスクが主要なリスクであり、当社全体の資産・負債を対象として市場リスク量（VaR）を計測しております。VaRの計測にあたっては、分散共分散法（保有期間125日、信頼区間99.9%、データ観測期間1年間）を採用しており、平成27年3月31日時点で当社の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で956百万円であります。また当社の事業特性を鑑み、資産側の現金に対して金利期間を認識し、期間5年のゼロクーポン債（平均期間約2.5年）とみなして計測しております。モデルの妥当性に関しては、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定期的に実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

流動性リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「流動性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「流動性リスク管理規程」にて、運用・調達の期間の違いによって生ずるギャップ限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。資金繰り逼迫時においては、全社的に迅速かつ機動的な対応が取れるよう、シナリオ別対策を予め策定し、万全を期しており、資金流動性確保に懸念はないものと考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金（＊）	600,858	600,858	—
(2) コールローン（＊）	12,960	12,960	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	70,730	70,730	—
(4) 貸出金	10,406		
貸倒引当金（＊）	△ 0		
	10,406	10,406	—
(5) A T M仮払金（＊）	81,616	81,616	—
資産計	776,572	776,572	—
(1) 預金	501,413	501,845	432
(2) 譲渡性預金	760	759	△ 0
(3) 借入金	16,000	16,262	262
(4) 社債	110,000	111,248	1,248
(5) A T M仮受金	37,857	37,857	—
負債計	666,030	667,972	1,941

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、A T M仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金はありません。

(2) コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) A T M仮払金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(5) A T M仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	144
組合出資金（＊2）	979
合 計	1,123

(＊1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(＊2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしてありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金（＊1）	600,859	—	—	—	—	—
コールローン	13,000	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの	49,000	21,000	—	—	—	—
うち国債	30,500	—	—	—	—	—
うち社債	18,500	21,000	—	—	—	—
貸出金（＊2）	10,371	—	—	—	—	—
A T M仮払金	81,617	—	—	—	—	—
合 計	754,848	21,000	—	—	—	—

（＊1）預け金のうち、満期のない預け金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（＊2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない35百万円は含めておりません。

なお、貸出金は、「1年以内」として開示しております。

(注4) 社債、借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（＊）	401,931	54,509	44,972	—	—	—
譲渡性預金	460	300	—	—	—	—
借入金	1,000	5,000	10,000	—	—	—
社債	—	45,000	30,000	—	35,000	—
A T M仮受金	37,857	—	—	—	—	—
合 計	441,249	104,809	84,972	—	35,000	—

（＊）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

- 1. 売買目的有価証券（平成27年3月31日現在）
該当ありません。
- 2. 満期保有目的の債券（平成27年3月31日現在）
該当ありません。
- 3. その他有価証券（平成27年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	720	338	382
	債券	59,010	59,000	10
	国債	30,508	30,500	7
	社債	28,502	28,499	2
	小 計	59,731	59,338	393
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	10,998	11,000	△ 2
	社債	10,998	11,000	△ 2
	小 計	10,998	11,000	△ 2
合 計		70,730	70,339	391

- 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
該当ありません。
- 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,833	19	—
合 計	1,833	19	—

- 6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
- 7. 減損処理を行った有価証券
該当ありません。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

- 1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
営業経費 87百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回－① 新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)	第1回－② 新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)	第2回－① 新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)	第2回－② 新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 3名	当社取締役 4名	当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数(注) 1.	普通株式 184,000株	普通株式 21,000株	普通株式 171,000株	普通株式 38,000株
付与日	平成20年8月12日	同左	平成21年8月3日	同左
権利確定条件	(注) 2.	(注) 3.	(注) 2.	(注) 3.
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成20年8月13日から平成50年8月12日まで	同左	平成21年8月4日から平成51年8月3日まで	同左
	第3回－① 新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)	第3回－② 新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)	第4回－① 新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)	第4回－② 新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 4名	当社取締役 5名	当社執行役員 8名
株式の種類及び付与数(注) 1.	普通株式 423,000株	普通株式 51,000株	普通株式 440,000株	普通株式 118,000株
付与日	平成22年8月9日	同左	平成23年8月8日	同左
権利確定条件	(注) 2.	(注) 3.	(注) 2.	(注) 3.
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成22年8月10日から平成52年8月9日まで	同左	平成23年8月9日から平成53年8月8日まで	同左
	第5回－① 新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)	第5回－② 新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)	第6回－① 新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)	第6回－② 新株予約権 (株式報酬型Stock・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社執行役員 7名	当社取締役 6名	当社執行役員 7名
株式の種類及び付与数(注) 1.	普通株式 363,000株	普通株式 77,000株	普通株式 216,000株	普通株式 43,000株
付与日	平成24年8月6日	同左	平成25年8月5日	同左
権利確定条件	(注) 2.	(注) 3.	(注) 2.	(注) 3.
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成24年8月7日から平成54年8月6日まで	同左	平成25年8月6日から平成55年8月5日まで	同左

	第7回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 6名	当社執行役員 8名
株式の種類及び 付与数 (注) 1.	普通株式 193,000株	普通株式 44,000株
付与日	平成26年8月4日	同左
権利確定条件	(注) 2.	(注) 3.
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成26年8月5日から 平成56年8月4日まで	同左

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、当社は平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っているため、第1回-①新株予約権から第4回-②新株予約権の目的となる株式の数は、株式分割に伴い調整された後の数値を記載しております。

2. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

3. 新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	157,000	7,000	171,000	23,000
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	7,000
失効	－	－	－	－
未行使残	157,000	7,000	171,000	16,000

	第3回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	423,000	25,000	440,000	104,000
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	12,000	－	14,000
失効	－	－	－	－
未行使残	423,000	13,000	440,000	90,000
	第5回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	－	－	－	－
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	363,000	77,000	216,000	43,000
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	10,000	－	9,000
失効	－	－	－	－
未行使残	363,000	67,000	216,000	34,000
	第7回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)		
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－		
付与	193,000	44,000		
失効	－	－		
権利確定	193,000	44,000		
未確定残	－	－		
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	－	－		
権利確定	193,000	44,000		
権利行使	－	－		
失効	－	－		
未行使残	193,000	44,000		

②単価情報

	第1回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	－	－	－	新株予約権1個当たり 416,000円
付与日における 公正な評価単価	新株予約権1個当たり 236,480円	新株予約権1個当たり 236,480円	新株予約権1個当たり 221,862円	新株予約権1個当たり 221,862円
	第3回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	－	新株予約権1個当たり 416,000円	－	新株予約権1個当たり 416,000円
付与日における 公正な評価単価	新株予約権1個当たり 139,824円	新株予約権1個当たり 139,824円	新株予約権1個当たり 127,950円	新株予約権1個当たり 127,950円
	第5回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	－	新株予約権1個当たり 416,000円	－	新株予約権1個当たり 416,000円
付与日における 公正な評価単価	新株予約権1個当たり 175,000円	新株予約権1個当たり 175,000円	新株予約権1個当たり 312,000円	新株予約権1個当たり 312,000円
	第7回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)		
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円		
行使時平均株価	－	－		
付与日における 公正な評価単価	新株予約権1個当たり 370,000円	新株予約権1個当たり 370,000円		

(注) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1,000株であります。なお、当社は平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っているため、第1回-①新株予約権から第4回-②新株予約権の権利行使価格は株式分割に伴い調整された後の数値を記載しております。また、行使時平均株価はストック・オプション行使時の当社の平均株価であります。

当連結会計年度において付与された第7回-①新株予約権及び第7回-②新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

		第7回－① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回－② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
株価変動性	(注) 1.	31.013%	31.013%
予想残存期間	(注) 2.	6.39年	6.39年
予想配当	(注) 3.	7.5円/株	7.5円/株
無リスク利率	(注) 4.	0.217%	0.217%

2. 在職中の職員の、平成26年6月から年齢退任日までの日数の平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推定して見積もっております。

3. 付与日における直近の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対する国債の利回りであります。

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.10%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.34%となります。この税率変更により、繰延税金資産は77百万円減少し、その他有価証券評価差額金は17百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は0百万円増加し、法人税等調整額は94百万円増加しております。

1株当たりの純資産額	142円24銭
1株当たりの当期純利益金額	19円49銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	19円46銭

該当ありません。